

出産・育児休業等に関する手当等

健康保険等の被保険者の方が出産した場合には、加入されている保険から一時金等が支給されます。また、雇用保険の被保険者の方で一定の要件を満たす方には、育児休業期間中等に育児休業基本給付金等が支給されるなど、出産・育児等への経済的支援の制度が整備されています。

		健康保険		船員保険	国民健康保険	雇用保険
		政府管掌	組合			
被保険者		主として中小企業のサラリーマン	主として大企業のサラリーマン	船員	他の医療保険の対象とならない全ての地域住民	日雇い、季節労働者、船員等を除く全ての労働者
出産育児一時金 (家族出産育児一時金)	本人のお産	1児につき 30万円	1児につき 30万円(※)	1児につき30万円	市町村の条例により異なります。	【育児休業基本給付金】 1歳(その子の1歳以降の期間も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合(保育所における保育の実施が行われない場合等)には1歳6か月)未満の子を養育するために育児休業を取得した等の要件を満たす方が対象で、原則として休業開始時賃金月額額の30%が支給されます。 【育児休業者職場復帰給付金】 育児休業終了後、同一事業主に引き続き6ヶ月間雇用された場合に一時金(休業開始時賃金日額の10%×育児休業基本給付金(支給された支給日数))が支給されます。
	家族のお産 (被扶養者)	1児につき 30万円	1児につき 30万円(※)	1児につき30万円	市町村の条例により異なります。	
出産手当金	本人のお産	出産日(出産が予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間につき、欠勤1日につき標準報酬日額の6割が支給されます。	出産日(出産が予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間につき、欠勤1日につき標準報酬日額の6割が支給されます。(※)	妊娠が判明した日から、出産後56日までの期間、欠勤1日につき標準報酬日額の6割が支給されます。	—	
	妻のお産	—	—	—	—	

(※) 組合により付加給付を行っているところがあります。